

# 東邦大学学術リポジトリ

Toho University Academic Repository

タイトル	雑誌『埼玉教育』の成立経緯とその意義
別タイトル	The Details of Foundation and Its Significance of the Journal Saitama Kyouiku
作成者（著者）	板橋, 文夫 / 板橋, 孝幸
公開者	東邦大学
発行日	2013.3
ISSN	03877566
掲載情報	東邦大学教養紀要. 44. p.55 75.
資料種別	紀要論文
著者版フラグ	publisher
メタデータのURL	<a href="https://mylibrary.toho u.ac.jp/webopac/TD53485970">https://mylibrary.toho u.ac.jp/webopac/TD53485970</a>

## 雑誌『埼玉教育』の成立経緯とその意義

板橋文夫<sup>1</sup> 板橋孝幸<sup>2</sup>

The Details of Foundation and Its Significance of the Journal *Saitama Kyouiku*

Fumio ITABASHI, Takayuki ITABASHI

### はじめに

埼玉県には戦前から県下一円に配布され続けた教育雑誌『埼玉教育』がある。それは1880(明治10)年代に設立された「埼玉私立教育会」<sup>1</sup>に淵源を持ち、会の「機関雑誌」として戦前の県教育界に強い影響力を持ち続けた。1883(明治16)年10月5日に第1号が刊行された『埼玉教育雑誌』は、原則毎月発行の月刊誌であり官令や教育理論・教授法など最新の情報を満載したものであった。それゆえ発行当初は多くの教員や教育関係者に歓迎されたが、会費の関係から次第に会員数が減少し、1905(明治38)年一旦解散する。しかし、翌1906(明治39)年傘下の組織であった郡教育会を中心として「埼玉県教育会」が再建され、機関誌名も『埼玉県教育会雑誌』として12月に再発行され、のちに名称を『埼玉教育』と改称し、戦前期を通して継続された。第二次世界大戦後「大日本教育会埼玉県支部」は、1947(昭和22)年3月26日「埼玉県教育会」と改称し、教育に関する図書雑誌の編集幹旋は継続したが、同年末解散のやむなきに至っている。

1948(昭和23)年10月22日「埼玉県教育研究所」が設置された。同日公布の「埼玉県教育研究所規程」に則って、翌1949(昭和24)年2月5日『ニュースクール』第1号が発刊。さらに1953(昭和28)年4月号から『埼玉教育』と改称され現在に至っている。戦後の『埼玉教育』は『ニュースクール』時代から現在に至るまでほぼ毎月教育月刊誌として刊行され、2012(平成24)年7月号で通算754号を数えている。なお、本稿では『ニュースクール』と『埼玉教育』をわけて論じる必要がある場合を除き、両方を総称して『埼玉教育』と表記する。

戦後教育改革の根本的変化は、学校制度だった。その制度を貫く基本理念は「教育の機会均等の理念」であり、具体的には単一系統の学校としたことである。しかも文部省はきびしい中央統轄を改め、教育委員会制度を導入し、地方分権の教育行政を推進しようとした。その経緯、結果はどうだったのだろうか。これまで国家的レベルでは数多くの論考が発表されているが<sup>2</sup>、管見では県レベルでの研究は比較的少ない<sup>3</sup>。ましてや、各県教育研究所発行レベルの「教育雑誌」における先行研究はほとんどなかった。それは、地域発行の雑誌が文部省や中央発行の

<sup>1</sup> 東邦大学理学部教授

<sup>2</sup> 奈良教育大学教育学部准教授

教育雑誌に比較して一段低位に見られがちであったことと同時に、雑誌そのものより教育委員会や行政の指導内容に目が向けられがちだったからでもあろう。しかし、県レベルで発行の教育雑誌は、文部省の下達通牒を忠実に管下に伝達するだけでなく、逆に現場レベルの情報を吸い上げ教育行政に反映させていたのではなかろうか。内実は教育雑誌が双方向に情報を伝える媒介の役目を果たしていたことが考えられる。

たとえば、戦前の「教育会」雑誌の研究では、「教育会は、地方における教育政策と教育要求の最も現実的、具体的調整を担った極めて重要な存在」、「教育会は日本社会に学校装置を急速に普及定着させ社会教育を広範に推進した極めて注目的情報回路」であったなどの先行研究がある<sup>4</sup>。同研究では、その情報回路の伝達手段として活用されたものの1つとして教育雑誌を取り上げ、分析している。こうした教育雑誌に着目することは、戦前のみならず戦後においても地方における教育の動向を研究する上で示唆的である。本研究では梶山らによる研究方法論を踏まえて、教育情報の流れに注目して埼玉県教育の分析を行う<sup>5</sup>。

具体的には、主として戦後埼玉県教育研究所から刊行された教育雑誌『ニュースクール』『埼玉教育』の記載内容の変遷を見ながら、次の4点について課題を検討する。

- (1) 第二次世界大戦前の雑誌『埼玉教育』と戦後の雑誌『埼玉教育』の関係の検討
- (2) 文部省通牒の埼玉県下への下達経緯と県学務当局の理解の検討
- (3) 雑誌『ニュースクール』『埼玉教育』の発行と果たした役割の検討
- (4) 雑誌『ニュースクール』『埼玉教育』の内容分析と雑誌刊行の意義

なお、対象とする時期は、主として埼玉県における戦後教育のスタート時点から、1958（昭和33）年小・中学校の学習指導要領改定頃までとする。

## 1. 第二次世界大戦前の雑誌『埼玉教育』と戦後の雑誌『埼玉教育』の関係

### 1. 1. 私立埼玉教育会

埼玉県では、自らの努力によって教育の普及改良を図り教授法を改善しようと「全県教育ノ隆盛ヲ図ル」を目的として、1883（明治16）年7月14日「埼玉私立教育会」が誕生した<sup>6</sup>。

当初の「埼玉私立教育会」は1905（明治38）年4月21日一旦解散し、翌1906（明治39）年10月14日「埼玉県教育会」として再発足した。その後、数度の規則改正を行い、1942（昭和17）年4月、「本会ハ皇国ノ道ニ則リ教員ノ修養研鑽ニ力メ師道ノ昂揚教学ノ振興ヲ図ルヲ以テ目的トス（埼玉県教学会定款第二条）」とする「埼玉県教学会」へと改組された<sup>7</sup>。さらに、第二次世界大戦後の民主改革で1947（昭和22）年11月25日、戦前の系譜をひく「埼玉県教育会」は、事業財務に必要措置を講じて「埼玉県教職員組合」へ移譲され解散している<sup>8</sup>。

1883（明治16）年11月20日付「埼玉私立教育会緒言」によれば、「徳義ヲ涵養シ知識ヲ研磨シ身材ヲ發育シ以テ人類ノ完全ヲ謀ル者ハ唯教育ヲ然リトナス」と教育の意義を規定し、その方法として「雑誌ヲ発刊シテ以テ真理ヲ推窮シ意見ヲ交通シテ疑フ所ヲ啓發シ永ク同人ノ親睦ヲ共ニシ盛ニ教育ノ実勢ヲ張り以テ人類ヲ完全ニスルノ目的ヲ達セント欲ス」（傍点筆者）と教育雑誌発行の趣旨を述べている。また、同時に決定された「埼玉私立教育会」規則第41条には「本会ニ於テハ毎月一回雑誌を編纂シ之ヲ会員ニ頒布スヘシ」、第42条には「本会ノ雑誌ハ其欄ヲ分チテ左ノ七項トス 官令 論説 彙聞 寄書 詩文 雜纂 質疑」とあり、雑誌発行を通して「全県教育ノ隆盛ヲ図ル」事をめざしたのである。会員は全体の約7割が教員であり、教員の内9割を小学校教員が占めている。その他の多くも学務委員等の教育関係者で

あった。言わば、自由民権期に知識を求める県下小学校教員を中心とする教育関係者への情報伝達交換の場として設立されたと言ってよい。

「埼玉私立教育会」発行の雑誌『埼玉教育雑誌』の第1号は、1883(明治16)年10月5日発行で、「本会創立ノ趣旨」、「教育ノ解義」の論文が載せられている。発行部数は当初は毎月約800部、1886(明治19)年頃は毎月約1300部であった。この年の会員数は1140人であったが、会費の滞納が著しくなり、1904(明治37)年には361人まで減少している。同人雑誌の経営は維持会員が減少すれば即存続が難しくなる。そのため赤字が累積し、1898(明治31)年4月会費徴収の方法を確立するため会則を改正している。「改正規則」でも第33条に「本会ニ於テハ毎月一回雑誌ヲ編纂シ之ヲ発売ス」と規定したが、発行主体である会の経済的事情が次第に苦しくなり、1904(明治37)年廃刊された。

## 1. 2. 埼玉県教育会

新生「埼玉県教育会」は1906(明治39)年10月、個人会員が主体であったため経済的に行き詰まって倒れた「埼玉私立教育会」とは異なり、会員が各郡教育会という組織体として再建された。「埼玉県教育会規則」には第2章会務、第6条第5項に「雑誌ヲ発行スルコト」と明示し、主要事業としての雑誌発行は「埼玉私立教育会」を踏襲した。しかし、第4章経費 第15条に「本会経常費ノ概目左ノ如シ 一、事業費 二、雑給 三、事務取扱費 四、予備費 前項第一号事業費中雑誌発行ニ要スル経費ハ特別会計トス」と雑誌の発行を独立会計としていた。これは会の事業として「教育雑誌」発行の重要性を認めつつ、その事業費のくびきから逃れるためであった。

新生「埼玉県教育会」の機関誌は『埼玉県教育会雑誌』と命名され(のちに『埼玉教育』と改称)、1906(明治39)年12月20日第1号が発行された。年6回、毎号650部から1000部発行された。雑誌の体裁は「論説、学術、雑録、彙報、叙任及辞令、会報、広告」の7欄だった。「埼玉県教育会」は1920(大正9)年をはじめ数回規則改正を実施した。組織運営は時代の動向に連動して会長は知事、副会長は学務部長であり、人的にも歳入に占める県費補助の割合が高く、経済的にも県に依存していった。支出の大半が郡教育会の助成に充てられたが、主要な事業の一つは雑誌の発行と図書の編纂であった。

1941(昭和16)年6月埼玉県教育団体連合会は、県当局から「埼玉県教育会の強化策如何」との諮問を受け、連合会長は「現団体ノ統合新団体ノ結成ニ関スル要項」を答申した。それによれば新教育団体の名称を「埼玉県教育会」とし、「教育会ノ事業概要」7項目のうち第5項目に「図書、雑誌表簿等ノ編纂刊行ニ関スル事項」が明記されている。しかし、太平洋戦争が開始されると答申要項はさらに徹底強化された組織として、知事を会長、学務部長を事務局長とする「埼玉県教学会」が成立した。1942(昭和17)年4月のことだった。「埼玉県教学会定款」第1章総則第4条に「本会ハ其ノ目的ヲ達成スル為メ左ノ事業ヲ行フ」として6項目を掲げ、その中に「五、図書ノ編纂刊行」がある。第4章事務局第15条には、総務部・研究部・体育部・振興部とともに事業部がおかれ、その業務内容に「図書雑誌ノ編纂刊行」が明示された。戦争の激化と物資の払底に伴い出版物は滞ったが、戦後の改組までこの体制は存続した。

このように、明治初期「埼玉私立教育会」によって創刊された『埼玉教育雑誌』は、小学校教員や町村学務関係者が中心となった民間発行の教育雑誌であった。しかし、明治末期に至り、経済的に行き詰まり一旦は廃刊されたのち再建された『埼玉教育雑誌』は、県知事や学務部長

等県上層部が主体となる官公庁発行ともいえる雑誌に変身している。雑誌名は継続されたが、発行主体が民間から準公的機関へと変更された。その後、雑誌の名称は『埼玉教育』となり、発行主体は県当局主導の機関となるのである。

自由民権期には地方の教員は知識人層の中核であり教育の隆盛を図るだけでなく、学習意欲にも燃えた人々が多かった。それゆえ、身銭を払っても教育雑誌を編集発行し、会員相互の通信伝達や共同学習の手段として維持を望んだのであろう。しかし、1903（明治36）年4月の小学校令改正により教科書の国定制度が確立し、翌1904（明治37）年4月から国定教科書が使用されるに及んで、雑誌も下達の方性が強まり、民間発行の意義が薄まってしまったのではなからうか。民間発行の雑誌の意義は下達主体の情報伝達ではなく、双方向性を持つことである。これが多くの教員が薄給であることによる経済的行き詰まりと相俟って、「埼玉私立教育会」発行の『埼玉教育雑誌』廃刊の理由ではなからうか。一方、雑誌『埼玉教育』が戦後初期まで継続された理由は、偏に県学務当局の教育機関誌的存在になったからであろう。

## 2. 文部省通牒の埼玉県への下達経緯と学務当局の理解

### 2. 1. 戦後教育の基本方針

終戦後文部省がはじめて戦後教育の基本方針を明らかにしたのは、終戦1ヶ月後の1945（昭和20）年9月15日に発表した「新日本建設ノ教育方針」である。それによれば、第一に「今後の教育の方針としては、国体の護持を基本とし、軍国的思想および施策を払しょくし、平和国家の建設を目標に掲げ、国民の教養の向上、科学的思考力のかん養、平和愛好の信念の要請などを教育の重点目標とする」とある。これはGHQ（General Headquarters, 連合国軍最高司令部）が関与しなかった日本側独自の教育方針であるが、「国体の護持が基本」の文言が最初に来たことに当時の文部省意識の特徴があろう。

占領教育政策の基本方針は、日本の教育から軍国主義及び超国家主義的イデオロギーを払拭し、教育を民主化することにあった。そして、連合国の日本管理は、占領政策に違反しない限りにおいて、その自主性が認められるとする「間接統治」であった。教育に関しては民間情報教育局CIE（The Civil Information and Education Section）が設けられた。CIEの主任務は、日本の教育から軍国主義と極端な国家主義を排除すること、民主主義の思想と原理を普及させるために学校の学科課程に新しい授業を加えるようにすることであった。

教育政策に関してGHQは同年中に相次いで4つの指令を発した。①10月22日付、「教育内容、教育機関の関係者、教育課程の内容」の3事項からなる「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」、②10月30日付、「軍国主義者、極端な国家主義者を追放、復員軍人の教職従事停止、教職適格審査機関の設置」等を内容とする「教員及び教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」、③12月15日付、「神道による教育を学校から排除する」等を内容とする「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督、並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、④12月31日付、「授業停止、従来の教科書の収集破棄、新教科書の作成を指令」等を内容とする「修身、日本歴史、及び地理停止ニ関スル件」であった。しかし、埼玉県レベルでは、国の通牒は混乱しきった交通・通信の事情から大きく後れ、通牒が来ない以上県から学校への指令が出せず、末端の学校まで届くにはかなりの日時がかかったという。

CIEのもう一つの仕事は、米国から教育使節団を招くことであった。1946（昭和21）年3月5日、7日に分かれて計27人の教育専門家が来日した。使節団は3月30日付報告書をマッカー



サー総司令官に提出して離日した。日本の文部省に提出されたのではない。報告書は教育の方法と原理の全範囲にわたるもので、これがCIEの日本の教育改革の原理となったのである。報告書の内容は、「まえがき、序論 1. 日本教育の目的と内容 2. 国語改革 3. 初等及び中等段階における教育の行政 4. 授業と教師の教育 5. 成人教育 6. 高等教育」の諸節によって構成されている<sup>9</sup>。文部省では使節団を迎えるにあたって、CIEの指示により同年1月9日「日本教育家の委員会」を設立していた。

さらに、離日後の同年8月10日、日本教育家の委員会委員を中心として教育刷新委員会が発足した。この委員会は内閣総理大臣の所管に属し、総理大臣の諮問した教育に関する重要事項に関して答申することになっていた。委員会は第1回建議事項として、同年12月27日「1. 教育の理念及び教育基本法に関すること 2. 学制に関すること 3. 私立学校に関すること 4. 教育行政に関すること」の4つの事項に関して建議した。以降、1951(昭和26)年11月12日「中央教育審議会について」まで35回の建議を続け、戦後教育の基盤を築いたのである<sup>10</sup>。

## 2. 2. 埼玉県における戦後教育のスタートと埼玉軍政部教育課の指導

埼玉県における戦後教育行政は戦前から引き続き内政部教学課が執った。1946(昭和21)年2月1日教育民生部が独立し、同年9月1日知事の諮問機関として埼玉県教育審議委員会が設置された。さらに、11月18日教育民生部は教育部と民生部に分離し、独立した教育部に学校教育課と社会教育課が設置された。1947(昭和22)年10月27日には体育課が設置され教育部は3課体制となった。1948(昭和23)年11月1日埼玉県教育審議委員会が廃止され埼玉県教育委員会が発足した。教育部の組織は、埼玉県教育委員会事務局組織にそのまま移行した。

一方、埼玉県に米軍が進駐してきたのは1945(昭和20)年9月13日のことだった。埼玉県を担当する埼玉軍政部は関東軍政部に所属した。当初、埼玉軍政部は大宮市(現さいたま市)内の大宮製作所(旧片倉製紙工場)に設置された。その後、1946(昭和21)年6月、県との連絡の便宜上、浦和市(現さいたま市)内の旧埼玉会館別館に移っている。

埼玉県における戦後教育は、GHQ(連合国軍最高司令部)が発した指令「日本教育制度ニ対スル管理政策」の埼玉県内務部長による1945(昭和20)年11月17日付各地方事務所長、各学校長への移牒から始まる。GHQによる教育に関する指令はすべて、政府を通じて各都道府県に下達し、各都道府県の教育当局から末端の学校に指示して徹底させるという間接的な統治方法を採用した。その際、いちいち責任者から受領書を提出させ、全教職員に洩れなく周知徹底させるため、各自に必ず捺印させることとし、それが済んだ通牒は、一般の文書と綴りを別にして、「連合軍司令部書類綴」を作らせ、いつでも軍政部の係官に提出できるよう指示していたという。受領書は「指令件名 受領年月日 学校事務所責任者 氏名 印」が記されるようになっていた<sup>11</sup>。

埼玉県軍政部には、県庁の行政機構にほぼ対応して課が設けられており、教育事項に関しては軍政部教育課が担当した。その本格的活動は1946(昭和21)年6月浦和に移ってからである。その主要な任務は2つあった。1つは前述のように総司令部指令が県下の教育関係者、学校に徹底しているか、必要な改革がなされているかを厳重に監視すること、であり、2つ目は県あるいは一般県民・教育関係者に対して必要な情報を出来るだけ多く提供し、教育改革の現状や民主主義についての認識を深めさせ、教育の民主化を積極的に推進する事であった。その主導者は初代の教育課長であるメイン中尉であった。彼の仕事で特筆すべきことは、自ら執筆

し、各学校に配布した「ニュースレター」である。毎月1回の発行で「埼玉県下における教育問題について皆様（県下全教員）提案を与え、質問に答へ、幾分でも皆様の知識を新たにしたい」ためだったという<sup>12</sup>。

その原稿が県の教育課に廻され、ガリに切って地方に流されたのである。「問と答」がセットで構成され、文は敬体を使用し、段落毎に通し番号付けるなど配慮の見られる文であった。この「ニュースレター」の意義と役割は、当時県内におけるもっとも新しい教育情報を提供したこと、直接現場の教職員に語りかけることによって軍政部と学校の橋渡しになったこと、軍政部の任務や活動、要望などを一般職員に広報できたことが挙げられよう。「ニュースレター」は1946（昭和21）年7月16日から1947（昭和22）年5月27日までの約10ヵ月間に定期号10回と号外1回の計11回発行されている。

それは「21教発号外 昭和21年7月16日 埼玉県教育民生部長 各地方事務所長各中等学校長殿 ニュース・レターについて 今度、毎月埼玉県軍政部より別紙のようなニュース・レターが送られることになりましたから十分活用して下さい。これは聯合軍司令部に準じて取扱って下さい。各地方事務所長は管内の各公私立青年学校長、各国民学校長宛告知方お取り扱い下さい。」との下達通知書が添えられ、本文末尾には「埼玉県軍政部 教育官 歩兵中尉ラルフ・イ・メイン」との署名が書かれていた<sup>13</sup>。その内容は大概表1のとおりである。

表1 メイン教育課長の発行した「ニュースレター」の内容

<p>第1号 (1946.7.16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軍政部教育課の役割</li> <li>・アメリカにおける小学校教員の地位</li> <li>・各学校とも、父兄懇談会をもっと頻繁に開け</li> <li>・用具のいらぬゲームの紹介</li> </ul>
<p>第2号 (1946.8.30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民学校教員講習会（7月下旬～8月上旬＝夏季文化講習会）の結果報告</li> <li>・自動車事故について</li> <li>・学校建築について父兄の援助を求めよ</li> <li>・ゲームの紹介</li> </ul>
<p>第3号 (1946.10.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路上での排便放尿は即刻やめよ</li> <li>・腸疾患者の排泄物に十分注意せよ</li> <li>・公衆便所を利用する習慣を身につけよ</li> <li>・ラジオや運動用具を近く学校は入手できる見込</li> </ul>
<p>第4号 (1946.11.1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔教育を徹底せよ</li> <li>・学校に強力な保護者会（父兄会）をつくれ</li> </ul>
<p>第5号 (1946.11.25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校視察の結果報告—校舎教室の周囲が汚い</li> <li>・児童は朗読するとき、ものを書くとき、机に目を近づけ過ぎる</li> <li>・公民館は現在どのような役割を果たしているか</li> <li>・映画を借りられるから利用せよ</li> <li>・当教育課は県下主要五都市の図書館にアメリカの短編小説雑誌等を贈った、英語会の結成にも助力した</li> <li>・公民館の設立に教員は協力せよ、またすべての学校が地域の公民館となり得る、努力せよ</li> </ul>

号外 (1946.12.13)	・クリスマスと新年を兼ねての挨拶
第6号 (1947.1.28)	・学校視察の結果報告—衛生状態や教授法に著しい進歩がみられた ・給食は近く開始されるであろう ・各学校に校医を置くこと ・学校と公民館は人々の教育的社会的中心でなければならない
第7号 (1947.3.17)	・衛生状態や教授法に著しい進歩がみられる ・教員のインサービストレーニングを行っている学校は皆無であった ・父兄会をもっと頻繁に開催せよ ・指令の趣旨を徹底させる方策を講ぜよ ・進駐軍の占領政策を非難するようなことはするな ・本を読むとき、ものを書くとき、姿勢が良くない、近眼の原因となる
第8号 (1947.3.28)	・日本の学校制度は昨年度中に驚くべき進歩を遂げた教員諸君の努力の賜だ、今後尚一層の協力を願いたい ・男女共学が世論によって支持されたならば、この制度を学校の全クラスに採用されたい ・学校給食の行われている学校は、空き缶の利用を考えよ ・すぐれた学校には必ず立派な父兄会がある
第9号 (1947.4.30)	・学校火災に備えよ (具体策を示す) ・父兄会をさらに頻繁に開け、学校に不足するものがあつたら父兄に寄付を頼め ・清潔教育を徹底せよ
第10号 (1947.5.27)	・学校視察の結果報告—教授法や清潔の点で著しい改善の跡が見られる、インサービストレーニングの行われている学校がある ・PTAの育成を計れ ・指令を読みそれに署名をせよ、まだ徹底していない ・すべての学校に応急手当室と看護婦を置き、生徒や教師の健康管理に努めよ ・学校の便所、特に生徒用のものが少なく、また汚い ・各学校は、関心を持つ父兄を対象に夜学校を開設せよ、また各種の団体に学校施設を開放せよ ・火災安全訓練、防火訓練を実施して、学校火災に備えよ ・時事問題を教育内容に取り入れよ

(『埼玉県教育史』第6巻127～129頁より筆者作成)

メイン教育課長は1947(昭和22)年5月迄指揮を執り埼玉県の教育官を離任しているの、在任期間は1年余であったが、埼玉県教育民生部長や学校教育課長を通して埼玉県軍政部の考えを県下の各旧制中等学校・新制中学校・小学校・青年学校の校長以下全教員に確実に伝達させていた。表1から分かるように埼玉軍政部(埼玉軍政部民間情報教育課の文言もあり)指示・情報提供は多方面にわたっていた。まず「軍政部教育課の役割」を知らせ、地域との連携教育の推進を勧め、アメリカにおける小学校教員の地位やゲームの取り入れを紹介している。民主教育を理解させるためであろう。保護者会(父兄会)の設立や教授法の指導など教育に関する指導は当然だが、「排便放尿の禁止」や「公衆便所利用の習慣づけ」などまで細かく指導しているのには驚かされる。



また、戦後創設されて間もない公民館を学校と同レベルの教育中心施設として推進した事も注目される。戦時教育体制の一掃に対する監視や民主化に対する啓蒙に学校教育のみならず公民館の活用を重視したのであろう。こののち公民館では成人学級や婦人学級などが開設され、頻繁に憲法学習が開催されていく。さらに、教員のインサービストレーニング実施が繰り返し指令されていることから、教員の意識改造こそ民主教育の要だと見ていたことが窺える。一方、「指令の趣旨を徹底させる方策を講ぜよ」「進駐軍の占領政策を非難するようなことはするな」からは、メイン教育課長の耳に軍政部方針に逆らう世論が聞こえていたのであろう。例えば「男女共学が世論によって支持されたならば、この制度を学校の全クラスに採用されたい」等は、多くの県民に支持されなかったのであろう。その後現在に至るまで、旧制中学校・女学校の多くは男女別学校である。間接統治とはいえ、軍政部の指令が絶対であった当時、埼玉軍政部発の指示が県民の政策批判によって行き渡らないことは由々しき事態である。これが教員においてはインサービストレーニングの実施を、県民一般には公民館と学校の連携を通しての学習を推奨した理由であろうか。

### 3. 雑誌『ニュースクール』『埼玉教育』の発行と果たした役割

#### 3. 1. 埼玉県教育委員会の発足

1948（昭和23）年7月15日教育委員会法は、教育行政の民主化（住民の公選による合議体としての制度）、地方分権化（第一義的には都道府県・市町村教育委員会が教育の管理運営を行う）、教育行政の一般行政からの独立（利害関係者や特定の思想に独占されない）の3点を基本理念として制定公布された。それは4章86条からなっていた（旧法）<sup>14</sup>。

埼玉県では、「新法の精神をよく地方住民に周知徹底」せよとの文部省通達を受け、県下各地で講演会を開催したり、県教育部長名で各地方事務所・各学校長宛てに「教育委員の選挙について」通達を出し啓蒙に努めた。教育委員選挙に関しては関東地方軍政部も埼玉軍政部もかなり神経をとがらせたようである。埼玉新聞記事には次のように書かれている<sup>15</sup>。

関東軍政部フォックス教育官は14日県庁記者団および細谷教育部長、森課長を埼玉軍政部に招致、県教育委員選挙に関し、10月5日の選挙こそは本県の教育を決定する重大な時であるが現在までの資格申請者の顔ぶれは低調を示しているし埼玉教組またはある目的を持つ団体の策動のあることを力説、委員選出についての見解を発表、新聞は今回の委員選出にたいして県民が立派な委員を選出するよう啓蒙する義務があると語った。

さらに、望ましい委員として次の10要素を挙げた。「①公民教育に深い関心の持ち主 ②必要な知識と能力の持ち主 ③公平な心の広い信頼のできる人 ④世論に明るい人 ⑤大衆と共に仕事のできる人 ⑥大衆の全部の代表者 ⑦特別団体の利益代表でないこと ⑧如何なる場合でも懸命に和やかに仕事のできる人 ⑨教育専門家でないこと ⑩教育上有能な専門家をえらぶ能力のある人 とくに公衆の代表で、特殊団体の代表でないことは必要で職業もバラエティに富んでいるのが望ましい」とある。また、軍政部当局が強い関心を寄せて県民の啓蒙と指導に当たっていた。あらゆる機会にラルフ・ビーヤ軍政部教育官は個人の意見としてはあったが「現職の教員が教育委員に立候補することは好ましくない」旨を強調していたという<sup>16</sup>。1947（昭和22）年7月1日結成された埼玉県教職員組合を敵視していたことは間違いない。

軍政部の教育部に対しての強い指示は、県社会教育課が教育委員会法の趣旨徹底のため、文部省視学官や軍政部からの係官を招いて県下9ヶ所の小中高等学校を会場として郡別PTA運営協議会を開催したことからわかる。さらに、9月25日、県教育部長名で、①趣旨普及の講演会開催 ②生徒児童への講話実施 ③ポスター・標語等の掲示 ④学校新聞等の利用 ⑤呼びかけ掲示「教育委員の選挙について生徒児童の皆さんへ」の活用 ⑥選挙当日の棄権防止を内容とする計画を至急立てるよう各学校に指示している。9月30日にも教育部長名で①学校教職員がしてはならないこととして、教育委員会の趣旨に関して3項目、教職員としての態度について5項目を通達した。

10月5日に実施された最初の県教育委員選挙は22名の立候補者、投票率57.9%で保守派5名、教組1名が当選した。さらに、県議会から文教委員長が推薦され、11月1日県教育委員会が誕生した。暫定的初代教育長には県教育部長であった細谷健治が任命された。細谷は翌年4年任期の正規の教育長として任命され1953（昭和28）年3月31日任期満了で退任した。同年6月1日松本英三県立熊谷高等学校長が第二期教育長として就任した。

埼玉県教育委員会発足後、事務局は教育部時代の学校教育課、社会教育課、体育課でスタートしたが、翌1949（昭和24）年9月30日「埼玉県教育委員会事務局規程」が定められ1室3部5課に改組された。その第6条「調査研究課」事務の第5項に「教育研究所に関する事務を処理すること」が掲げられた。1950（昭和25）年には、正式名称を簡略にして「埼玉県教育局」と称することになった。

一方、市町村教育委員会は任意設置であったが、県教育委員会発足と同時に浦和市・川口市・朝霞町・桶川町の2市2町で誕生している。さらに、反対論が多い中全国全市町村に必置の下達を受けて、埼玉県では1952（昭和27）年9月12日、市町村に対して「教育委員会の設置について」指示を出し、同年10月5日全国と同時に県下321市町村で選挙を実施した。11月1日正式に発足した市町村教育委員会に、小・中学校教職員の人事権が移動した。

### 3. 2. 埼玉県教育研究所の創設

埼玉県教育研究所は、1948（昭和23）年10月22日「埼玉県教育研究所規程」に基づいて設置された。その沿革は次のようなものである。

埼玉県教育研究所の開設に当って、教育局管理部長（教育委員会初代学校教育課長）木村泰夫は、教育研究所構想を「よその県では教育研修所とっていたのに、本県が特に教育研究所と名付けたのは、教育研修所だったら当然教育委員会の指導課当りの所管に属して、教員の研修のための一施設にすぎないことになるからだ」と語っていた<sup>17</sup>。埼玉県教育研究所を、県立図書館、県立文化会館等と並んで単なる事務機構から外した所轄機関として位置づけようとしていたのである。

埼玉県教育研究所の目的は、「教育研究所規程」第1条によれば「県内の教育調査をなすと共に、教育上の改革に伴う諸問題を研究し、その成果を教育行政財政並びに教育の計画実践に資し教育の科学的基礎付けに寄与すること」であった。第4条には第1項「調査に関する事項」第2項「研究に関する事項」第3項「その他の事項」が掲げられた。第1項第2項の結果は『教育研究所紀要』として発表された。第3項の1には「研究所年報、並びに研究所月報の発行」が掲げられた。

『埼玉県教育研究所紀要』第1号の発行は1949（昭和24）年4月20日発行（非売品）であ

表2 埼玉県教育研究所の沿革

① 1946 (昭和 21) 年 4 月 7 日 米国教育使節団の報告書を、米国軍司令部が発表した。その中で「図書館、研究施設および研究所の拡充」を勧告している。
② 1946 (昭和 21) 年 12 月 27 日 教育刷新委員会が総理大臣に、第 1 回建議案を提出した。その一部で「地方教育研究所を設けることの重要性」を説いている。
③ 1947 (昭和 22) 年 3 月 文部省 (学校) 教育局長の通牒。「師範学校長宛てに、教育研究所の開設を勧奨し、地方長官宛てにその開設に協力方を依頼」された。
④ 1947 (昭和 22) 年 4 月 17 日 地方自治法の公布 (昭和 22 年法律第 67 号) の公布。その第 2 条 3 の 5 に「地方公共団体が処理する行政事務の例示」として、研究所が挙げられている。
⑤ 1948 (昭和 23) 年 10 月 22 日 埼玉県教育研究所を設置する。埼玉県立浦和第一女子高等学校 (浦和市岸町三丁目 10) 校舎の一部を、これに当てる。
⑥ 1954 (昭和 29) 年 4 月 1 日 埼玉県庁旧庁舎、国警跡二階に移転する。
⑦ 1956 (昭和 31) 年 10 月 1 日 埼玉県立教育研究所と改称する。
⑧ 1964 (昭和 39) 年 10 月 1 日 埼玉県立理科教育センター設立。
⑨ 1967 (昭和 42) 年 4 月 1 日 埼玉県立教育センター設立 (埼玉県立教育研究所と埼玉県立教育センターの統合)。

(筆者作成)

る。「昭和 23 年度・学校の全般的調査」と題して、「はしがき 1. 学校分布の状況 2. 校地・設備の状況 3. 児童・生徒の状況 4. 教職員の状況 5. 学校経費の状況〔附〕他県の状況、表・図一覧、編集を終えて」64 頁構成であった。

昭和 24 年 3 月 3 日付「はしがき」で埼玉県教育研究所長の木村泰夫は概略を次のように述べている。「昨年 10 月 25 日県庁舎火災の際当時の教育部もその被害を受けて各課ともその貴重な教育関係の資料記録等の一切を焼失してしまった。誠に金銭には代え難い大きな傷手であり損失であった。この不慮の火災の直後ようやく開所を見る運びとなった当研究所としては、何は措いても日常必要な最小限度の学校関係の基礎資料だけは蒐集しなければならない必要に迫られ、又これなくしては研究所としての今後の活動が出来ない実情にあった。(中略)本紀要はとりあえずその整理の結果をまとめたもので、昭和 23 年 12 月 1 日現在における本県の学校の横断面を示して実態を一瞥するに役立てようとしたものに外ならない」とある。

また「編集を終えて」には、「紀要創刊号が、学校の基本的統計の特輯となったことは、研究所の出発に当って、その方向づけの一面をも示唆し、意義深く考えられる。(中略)学校に関しては、昭和 22 年学校教員調査、昨 23 年学校基本調査及び学校衛生調査が既に実施された。これらは法による指定統計である(中略)。1 日も早く学校へ結果を報告したいと、冬の寒い寒さを迎えた 2 月いっぱい、所員一同時を惜しんで仕事を進めた。」と記されている<sup>18</sup>。埼玉県教育研究所開所当初の喫緊の課題が、研究所規程告示 3 日前に起きた県庁舎火災によっ

て失った資料等の再収集と発行であった事が良く分かる。その後、毎年不定期に特集を組み、1960（昭和35）年3月迄に、29集が発行された。

### 3. 3. 『ニュースクール』の創刊と『埼玉教育』への改名

1949（昭和24）年2月10日、編集者：埼玉県教育委員会事務局内ニュースクール研究会  
発行者：埼玉県教育研究所として『ニュースクール』第1号が発行された。刊行のコンセプトは第1号の「編集手帖」に、「県教育研究所の月報をどうするかという問題から進んで、単る月報としてでなく、この際軍政部のご指導の下に本県の当面している教育問題について県内の先生方に判り易くお伝えするとともに新たに発足した県教育委員会と各学校との今後の連絡を図り、併せて先生方の貴重な研究を発表する機関としても役立たせたいというような色々な意味をかねて、肩のこらない文化的香りの高い教育総合雑誌風に編集することを思い立った。おこがましい困難な大それたことといえはいるが、何とか努力してみたいのが「ニュースクール」の抱負である」とある。おそらくは木村泰夫学校教育課長の文であろう。埼玉県軍政部と密接な連携をとり戦後の埼玉県教育を主導してきた一人として、学校教育行政の責任者としての意気込みが窺える<sup>19</sup>。

「軍政部のご指導の下に」は、1～3頁に3人の軍政部関係者が寄稿していることからわかる。とりわけ1頁目に、アーサー・K・ルーミス総司令部民間情報教育部教育再編成顧問が次のように述べていることは注目に値するだろう。

埼玉県教育研究所の木村氏ならびに所員諸君が、埼玉県下の全教員の為に教育雑誌「ニュー・スクール」を刊行する計画について喜びをのべたい。この雑誌は新しく発足した教育委員会が県下の各学校と接触を保つ上に役立つ機関紙の役割を演ずるであろう。又埼玉軍政部の教育官が県下の全ての校長および教員に対する連絡機関としても役立つものとなるであろう。それにはすべての記事は年若い教師にもたやすく読むことができるように特に考慮を払うことが賢明である。

この雑誌は必ずや埼玉県教育の進展に大きい貢献をするであろう。若し校長および教師諸君が本誌をP・T・Aの幹部にあたえたなら教職員以外にも影響をあたえるであろう（1948・12・8）。

他の2人は埼玉軍政部教育官ラルフD・ビーアと埼玉県軍政部教育補佐官フィリス・フーパー女史である。さらに、「スクール・インスペクション」と題して、軍政部教育課は「給食」・「井戸水」・「教室利用」・「授業時間数」等に関して5点の指示事項を記述している。『ニュースクール』は県教育当局と県下の各学校・教職員との双方向性の情報伝達手段としての任務を与えられた教育雑誌と言えるが、軍政部の監視と指示の下に成立したと言っても過言ではないであろう。

『ニュースクール』名の雑誌は、1949（昭和24）年2月号（第1巻第1号）～1953（昭和28）年3月号（第5巻第12号）（但し昭和27年4・5月号は合併号）まで50冊発行されている。そのうち1950（昭和25）年2月号～1951（昭和26）年3月号には「ニュースクール」の下に「NEW SCHOOL」の副題が付いた。1951（昭和26）年4月号～1952（昭和27）年3月号には逆に「NEW SCHOOL」の下に「ニュースクール」の副題が付いた。1952（昭和27）年4月号～1953（昭和28）年3月号までは「ニュースクール」の下に「NEW SCHOOL」の副題



が付いた。1953（昭和28）年4月号から『埼玉教育』に改名された。しかし、1954（昭和29）年3月号までの1年間は「ニュースクール改名」の副題が付いていた。1954（昭和29）年4月号からは『埼玉教育』名のみとなった。

何故『ニュースクール』を『埼玉教育』と改めたのであろうか。1953（昭和28）年4月号に教育研究所長の橋本勝三が「改題にあたって」を寄稿している<sup>20</sup>。

終戦後間もなく新しい民主教育の啓蒙と実践と建設に挺身してきた本誌が「ニュースクール」という名をもったことは似つかわしかったと思う。その使命も十分に果たせて頂いたと信じる。しかしここに反省がないわけではなかった。まず第一に今日の新教育を new education とはいわない。modern education といっている。従って教育史的な立場からいえば、「ニュースクール」は妥当ではない。次に本誌の中心使命が埼玉県教育の推進にあることは、前も今も同じである。この使命を措いて、より重要な使命がある筈がない。これを打ちださなくてはならない。

「埼玉教育」はもとの教育会の機関紙であった。復古調であるといわれるかも知れない。古い「埼玉教育」は古い教育で当時の埼玉県教育に貢献したであろう。新しいわが「埼玉教育」は勿論 modern education によって埼玉県教育のためにその使命を十分に果たすことを念願としている。

1952（昭和27）年4月28日サンフランシスコ平和条約が発効し、GHQが解消された。6月6日文部大臣の諮問機関として、「中央教育審議会」が設置された。こうした流れの中で、埼玉県下においても、占領下教育を反省するのは当然であろう。その顕著な表れが、教育研究所、教育委員会の「機関紙」ともいべき『ニュースクール』の題名変更であったのではなかろうか。戦前の教育会機関紙名『埼玉教育』の使用は、戦後教育の変容を如実に表していると言えよう。1956（昭和31）年6月30日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され、同年10月1日任命制教育委員会が発足した。同年『埼玉教育』4月号巻頭言に、「戦後10年の教育に、強い反省が向けられているとき、教師の研究活動にその焦点が合わせられようとしているのは、理由のないことではない」とあり、民主主義の下に描いた理想の人間像実現の教育に陰りが見え始めたということであろう。

『ニュースクール』『埼玉教育』の編集の特徴は、毎号「特集」を組んでいることである。（ただし、昭和23年度、25年度、26年度のみ「特集」は編集されていない）。これは、その年度における埼玉県教育の課題を全国的立場から採り上げたり、埼玉県教育の弱点強化を目指したからであろう。県下レベルでの課題とは、その内実に学習指導要領の改訂や、社会情勢の変化が反映されていることが多い。各学校の個々の教師にとっては忙しい雑務に追われて、研修に参加することすら難儀であった。ましてや、教育研究に取り組むことは至難なことであったに違いない。そのような現実の中で、研究に従事する専門職員が置かれ、全县下に向けて教育雑誌を定期的に発行し続けたところに埼玉県教育研究所の存在意義があったと言える。『埼玉教育』は、下達したい県教育委員会の情報と、教育研究所で行われている最新の研究情報を出来るだけ早く現場各学校に流すと共に、現場の情報を教育委員会や他の各学校にも伝えるという「情報回路」として活用されていたと考えられる。



## 4. 学習指導要領と『埼玉教育』の内容における比較分析

## 4. 1. 『埼玉教育』の概要

本節では、埼玉県における戦後教育改革を『埼玉教育』所収論文から検討する。分析時期は、創刊された1949（昭和24）年2月から1965（昭和40）3月までとする<sup>21</sup>。これは、前節までの時期における『埼玉教育』の誌面分析をするためである。つまり、経験主義から系統主義に変容する戦後教育の1つの画期に焦点をあてる。1947（昭和22）年版、1951（昭和26）年版、1958（昭和33）年版の学習指導要領施行時期にあわせて、3つの時期に区分する。

『埼玉教育』では、項目を「教育原理・教育思想」、「学校経営・管理」、「研修」、「教科・領域」など18<大項目>に分類し、さらに総計165の「小項目」に細分している。本節ではこれら項

表3 学習指導要領と『埼玉教育』の内容変遷

(I) 1947（昭和22）年版学習指導要領の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活経験中心のカリキュラムを提示。</li> <li>・アメリカの「新教育」の影響を受け、児童中心主義・経験主義（なすことによって学ぶ）の教育観を強調。</li> <li>・文部省の「試案」として作成。</li> <li>・戦前の「教授要目」（小学校）、「教授細目」中学校に代わるものとして発行。</li> <li>・修身・歴史・地理の停止。社会科、家庭科（小学校）、職業科（中学校）、自由研究（小・中学校）の新設。</li> </ul>	左記の時期における『埼玉教育』の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育の場は子供の環境であり、教育のいとなみは、子供の生活を指導するものである」とする、戦後の新しい教育のねらいに沿った模索。</li> <li>・子どもの生活経験を生かした指導法、生活単元・作業単元に関する論文が多い。</li> <li>・学校現場の疑問に答え、具体的実践方法の方針を示し、新教育を浸透させるため、新設された教科、社会科や家庭科に関する論文が多い。</li> <li>・週5日制や教育委員会など、戦後の新しくなった教育政策・教育制度を扱った論文が散見される。</li> </ul>
(II) 1951（昭和26）年版学習指導要領の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1947年版の内容を引き継ぎ、子どもの生活経験を重視する生活単元学習。</li> <li>・1947年版の不備を補い、「学習指導要領に示されたよりも、いっそうすぐれた指導計画や指導法を教師が発展させることを希望したい」とする。</li> <li>・自由研究がなくなり、特別活動を設置。中学校の習字は国語科に、国史は社会科に統合された。体育科は保健体育科に、職業科は職業・家庭科に改められた。</li> </ul>	左記の時期における『埼玉教育』の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力差や能力差、基礎学力向上の方法に目が向けられる。</li> <li>・生活経験に直結した題材を「単元学習」の教材として使用。</li> <li>・教育課程に関する論文が増加。月ごとの教育計画が作成される。1952年5月号から1953年3月号まで、91本を掲載。</li> <li>・1947年版学習指導要領の時期と同様、社会科に関する論文が多い。</li> </ul>
(III) 1958（昭和33）年版学習指導要領の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験主義・生活単元学習から、系統主義的学習を重視し、基礎学力の充実や科学技術教育の向上を図る内容に改編。それに伴い、指導時間数も増加。</li> <li>・「試案」の表示が消え、「文部省告示」という形で公示し、国家基準性が明確化され、法的拘束力が強化。直接的に学校・教師の教育活動を規制。教育の中身への国家統制が強化。</li> <li>・小・中学校に「道徳の時間」、高等学校に「倫理社会」を新設。</li> </ul>	左記の時期における『埼玉教育』の特徴 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「単元学習」から「系統的学習」への転換を図るための指導法に関する論文が多くなる。</li> <li>・基礎学力の充実や科学技術教育の向上を目指し、戦後復興にあわせて科学的な教育を推進することが求められ、理数系科目が重視されたことから、算数・数学教育、理科教育の論文が増加。</li> <li>・「道徳の時間」が新設されたことにより、その内容を具体的に作っていくことが求められたことから、道徳教育の論文が増加。</li> </ul>

(筆者作成)

目の中、教育政策・教育制度、教育課程、社会科教育、算数・数学教育、理科教育、道徳教育の6つに焦点をあてて検討する。この6つを取り上げるのは、上記の時期における変化がよくみてとれる項目だからである。表3は、1947（昭和22）年版、1951（昭和26）年版、1958（昭和33）年版の学習指導要領と『埼玉教育』に見られる各時期の変化をまとめたものである。以下、学習指導要領の変遷にあわせて、表3に示した中で特徴的な内容について詳細に検討していく。

#### 4. 2. 1947（昭和22）年版学習指導要領と『埼玉教育』の分析

1947（昭和22）年版学習指導要領は、「教育の場は子供の環境であり、教育のいとなみは、子どもの生活を指導するものである」とする戦後の新しい教育のねらいに沿った生活経験中心のカリキュラムが特徴である。そのため、この時期の雑誌では子どもの生活経験を生かした指導法に関する論文が多い。「経験学習における学習活動の諸形態—話し合い学習（現場実践報告）」などといった学習指導法とともに、「単元学習へどう進んできたか」といった生活単元・作業単元に関する論文が目立つ<sup>22</sup>。

さらに、新設された社会科に関する論文が多いことが表4からも読み取れる。社会科に関する論文は、1949（昭和24）年度に7本、1950（昭和25）年度に12本掲載されている。1947（昭和22）年版学習指導要領の時期における社会科は、算数・数学や理科と比べて多く、教育課程と並んで主要な研究課題であった。学習指導要領において社会科は、「従来の修身・公民・地理・歴史を、ただ一括して社会科という名をつけたというのではない。社会科は、今日わが国民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うことが極めて必要であるので、そういうことを目的として、新たに設けられたのである。これまでの修身・公民・地理・歴史などの教科を融合して、一体として学ばなくてはならないのであって、それらの教科に代わって、社会科が設けられたわけである」と説明されている。社会科は修身・公民・地理・歴史の教科を融合したものであったが、その内容と指導法をめぐって学校現場ではどのように実践していくか大きな問題となった。社会科は戦後民主主義を進める重要な教科として、教育課程におけるコア・カリキュラムとしての役割を担った。そのため、戦後新しく設置された新教科である社会科の指導法について学校現場の疑問に答え、具体的実践方法の方針を示し、新教育を浸透させることが『埼玉教育』に求められたのである。戦後のカリキュラム改造運動の発端となった川口プランも、『埼玉教育』にしばしば取り上げられている。

教育政策・教育制度に関する論文が多いことも、他の時期に比べての特徴といえる。戦前と戦後では大きく教育政策・教育制度が変更されたため、どのように変わったのか、広く県下の教員に理解してもらう必要性があった。1949（昭和24）年度と1950（昭和25）年度の教育政策・教育制度に関する論文を見てみると、週5日制と教育委員会に関するものが多い。「週5日制について」「週5日制はどのように準備、計画をすればよいか」「5日制を試みて」「5日制教育の諸問題—中学校実験学校の場合—」「教育委員会の在り方—主としてその権限について—」「教育委員会の法的根拠」といった論文が散見される<sup>23</sup>。いかなる理念で出された政策・制度なのか、戦前の制度とどのように異なるのか。こうしたことを教員が理解するためには、『埼玉教育』のような教育雑誌の役割が重要であったといえる。

#### 4. 3. 1951（昭和26）年版学習指導要領と『埼玉教育』の分析

1951（昭和26）年版学習指導要領は、1947（昭和22）年版の内容を引き継ぎ、子どもの生

活経験を重視する生活単元学習が特徴である。とりわけ、小学校の教育課程においては、時数の配当が教科毎ではなく、4領域に分けられた。これは、「主として学習の技能を発達させるに必要な教科（国語、算数）、主として社会や自然についての問題解決の経験を発展させる教科（社会科、理科）、主として創造的表現活動を発達させる教科（音楽、図画、工作、家庭）、主として健康の保持増進を助ける教科（体育科）に分ち、それぞれ4つの領域に対して、ほぼ適切と考えられる時間を全体の時間に対する比率をもって示した」ものであった。国語と算数は他教科などの学習をするための道具であり、社会科と理科は人間が現実と直面する問題領域の教科、音楽・図画工作・家庭科は美的・生活的表現活動の領域教科、体育は健康維持・体力増進の教科という位置付けである。4領域の構成については、「同じグループに集められた教科は、それを統合して扱うことを必ずしも意味しない。いくつかの教科の領域を統合して扱うかどうかは、学校の事情によって決定されるべきことである」とされた。経験主義的な学習法によって、合科学習的な教育実践の推進が目指されていたためである。

こうした点を踏まえると、同時期の雑誌には次の2つの特徴が見られる。1つは、教育課程に関する論文が非常に増加していることである。この時期の雑誌を見てみると、小学校・中学校ともに、月ごとの教育計画が作成・掲載されたことから教育課程の論文が多くなっている。月ごとの教育計画に関する論文は、1952（昭和27）年5月号から1953（昭和28）年3月号まで、91本掲載されている<sup>24</sup>。とりわけ、小学校の教育課程に関する論文においては、第1学年から第6学年まで全学年の教育計画が掲載されている。1952（昭和27）年度の教育課程に関する論文は、表4にあるように98本であることから、そのほとんどが月ごとの教育計画の論文であることがわかる。この時期、新しい学習指導要領が出され、教育計画を掲載することでその重要性を具体的に示そうとしたのである。もう1つの特徴は、1947（昭和22）年版学習指導要領の時期と同様、社会科に関する論文が多いことである。戦後新教育の花形教科であった社会科が、県内でどのように実践されているのか、情報を共有しつつ、各学校での取り組みを紹介して参考にすることをねらっていた。そのため、「小学校社会科の単元展開（第六学年）」「昭和二十八年度における本校社会科運営の重点—現状反省とその改善—」「社会科とりくむ学校—吉岡中学校研究発表会に参加して—」<sup>25</sup>といった報告が掲載されている。社会科を中核としたコア・カリキュラム運動が展開され、子どもの生活経験を重視する生活単元学習の構想が県内各地で取り組まれており、教育課程の開発が各学校における大きな課題であったことを読み取ることができる。

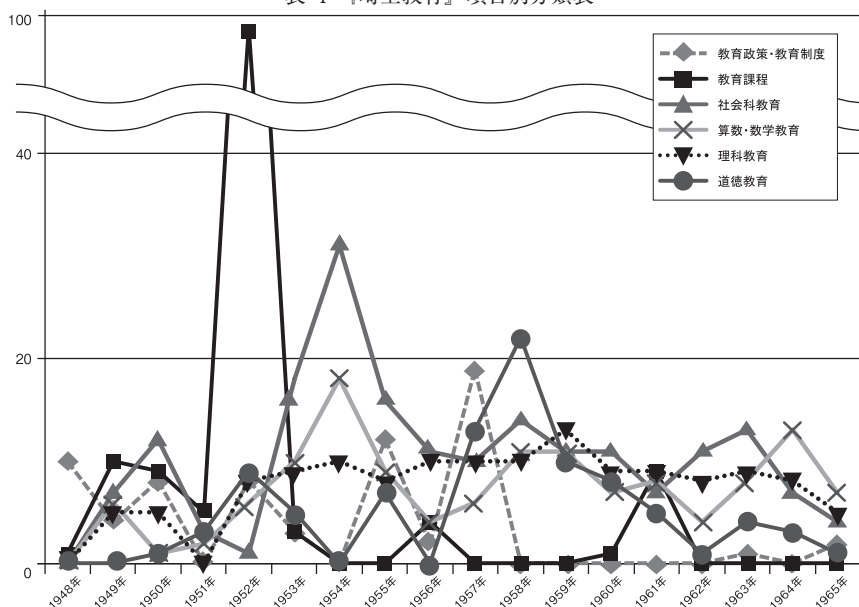
#### 4. 4. 1958（昭和33）年版学習指導要領と『埼玉教育』の分析

1958（昭和33）年版学習指導要領は、「単元学習」から「系統的学習」へ転換した点に1つの特徴がある。スプートニクショックに代表されるような社会の動きがあり、経験主義的教育から系統主義的教育へと学習指導要領の方針が転換して、戦後復興に合わせて高度で科学的な教育を推進することが求められるようになる。

1951（昭和26）年5月、吉田茂内閣の私的諮問機関である政令改正諮問委員会は、「終戦後に行われた教育制度の改革は、過去の教育制度の欠陥を是正し、民主的な教育制度の確立に資するところが少なくなかった。併し、この改革の中には国情を異にする外国の諸制度を範とし、徒らに理想を追うに急で、わが国の実情に即しないと思われるものも少なくなかった。これらの点は十分に検討を加え、わが国の国力と国情に合し、真に教育効果をあげることができるよ

うな合理的な教育制度に改善する必要がある」との答申を出している。これは、戦後のアメリカ的な民主主義教育の見直しを明示している。教育課程については、「従来の生活経験中心カリキュラム方式に偏することを避け、論理的なカリキュラム方式を加味する」とし、経験主義的カリキュラムから系統主義的カリキュラムへの転換を要請していた。この時期になると、「社会科歴史において「発展的・系統的問題解決学習」の展開は可能か」「指導内容の系統性と近代性—これからの教育を推進するために—」<sup>26</sup>といった論文に見られるように、それまでの経験主義的な問題解決学習の批判に対応するため、系統主義的な方法論を導入していこうとする動きが『埼玉教育』においても出てきている。加えて、政策の転換のみならず、基礎学力の低下問題があった。そのため、「数学基礎学力テスト結果報告（昭和34・2実施）」「学力と学習指導—理科を中心として—」「文部省学力調査（理科）実施結果よりみた本県理科指導上の問題点—小学校の部—」<sup>27</sup>といった学力調査結果の報告や学力を付けるための指導法に関する論文が増える。基礎学力の低下問題から理数系科目が重視され、この時期は表4に見られるよう

表4 『埼玉教育』項目別分類表



No1 (1948年12月)～No.205 (1965年3月)

年度(西暦) (元号)	1948 (S23)	1949 (S24)	1950 (S25)	1951 (S26)	1952 (S27)	1953 (S28)	1954 (S29)	1955 (S30)	1956 (S31)	1957 (S32)	1958 (S33)	1959 (S34)	1960 (S35)	1961 (S36)	1962 (S37)	1963 (S38)	1964 (S39)	1965 (S40)	総 数
教育政策・ 教育制度	10	4	8	0	8	3	0	12	2	19	0	0	0	0	0	1	0	2	67
教育課程	1	10	9	5	98	3	0	0	4	0	0	0	1	9	0	0	0	0	140
社会科教育	0	7	12	3	1	18	31	16	11	10	14	11	11	7	11	13	7	4	187
算数・ 数学教育	0	6	1	2	6	10	18	9	4	6	11	11	7	8	4	8	13	7	124
理科教育	0	5	5	0	8	9	10	8	10	10	10	13	9	9	8	9	8	5	131
道徳教育	0	0	1	3	9	5	0	7	0	13	22	10	8	5	1	4	3	1	92

(筆者作成)

に数学・理科に関する論文が少しずつ多くなっている。

1958（昭和33）年版学習指導要領のもう1つの特徴として、「道徳の時間」が新設されたことがあげられる。それにともない、「道徳の時間」の内容を具体的に作っていくことが求められる。新しい学習指導要領が出される前年から、そうした動きに対応して、道徳教育の論文が増加している。1957（昭和32）年度が13本、1958（昭和33）年度が22本、1959（昭和34）年度が10本であり、1958（昭和33）年版学習指導要領告示の前後で道徳教育の論文が増えていくことがわかる。『埼玉教育』の発行主体である教育研究所が、「道徳教育に関する文献・資料」「道徳教育に関する研究概要」「道徳教育に関する研究概要（二）」「道徳的価値観調査結果の概要—中間報告—」<sup>28</sup>といった道徳教育に関する研究成果を立て続けに掲載している。新しい学習指導要領で道徳が特設されるのに対応しようと、発行主体である教育研究所自らが積極的に研究成果や報告を掲載していったことが読み取れる。

## 5. 全国の教育研究所の動向と埼玉県教育の特徴

### 5. 1. 全国教育研究所連盟における研究報告と『埼玉教育』の動向

前述のように、学習指導要領の変化にもなって、『埼玉教育』の内容も変遷していることがわかる。国の方針である学習指導要領に、県の教育雑誌である『埼玉教育』も影響を受け、それが内容の変遷に大きくあらわれている。こうした動向は、他都道府県にある教育研究所に

表 5 全国の教育研究所における研究報告題目分類

研究題目分野別	年次別編数			
	1952年度 (昭和27)	1954年度 (昭和29)	1958年度 (昭和33)	1962年度 (昭和37)
	第3次	第5次	第9次	第13次
1. 教育原理・教育史	10	7	7	6
2. 教育科学・研究法	0	0	0	3
3. 教育政策・行財政	11	20	23	32
4. 教育環境・社会調査	9	11	8	9
5. 教師・教育指導者	5	6	10	3
6. 青少年・児童	27	17	24	16
7. 学校教育	177	232	244	313
イ. 経営管理・教育計画	7	8	12	18
ロ. 学習指導（教育課程）	98	130	96	196
ハ. 生活指導（道徳教育）	18	24	171	31
ニ. 測定評価（学力調査）	42	63	58	53
ホ. へき地教育	0	0	0	8
ヘ. 特殊教育	12	7	7	7
8. 社会教育	2	8	7	9
9. 教育相談	0	1	1	16
10. その他（大学・幼児・同和等）	17	21	25	14
計	247	336	345	420

関口隆克「教育研究所の十年の歩みと将来」『埼玉教育』臨時増刊号（創立15周年記念号・1963年10月）より筆者作成



においても同様であった。表5は、「全国教育研究所連盟が毎年刊行している年報の付録編」から関口隆克が作成したものである<sup>29</sup>。この年報の付録編では、その前年度中に各研究所の研究として報告されたものの全部について分類・整理し、その内容をまとめている。関口は、「いまここに、最近号である昭和38年5月刊の第13次年報と、10年前の昭和28年8月刊の第3次年報と、その中間の4年毎にあたる第9次（昭和34年6月刊）および第5次（昭和30年8月刊）とを見比べてみると、10年間の大勢の推移を察することができる」として、表5のような研究主題別・研究発表編数の比較表を示し、10年間の動向を分析している。

この表5と前節で検討した『埼玉教育』の内容を比較してみると、「学習指導（教育課程）」と「生活指導（道徳教育）」の項目で、極めて似た動向を示していることが読み取れる。「学習指導（教育課程）」は、他の項目に比べて非常に多いことがわかる。これは、『埼玉教育』でも同じであった。戦後教育改革の中で、カリキュラム改造運動が盛んで全国的な動向であったといえる。しかし、表4と表5では、その論文数のピークに違いがある。『埼玉教育』を分析した表4では、1952（昭和27）年度に98本で、教育課程に関する論文が最も多くなっている。これに対し、全国的な動向を示した表5では、1952（昭和27）年度よりも1954（昭和29）年度の方が増えている。また、1958（昭和33）年度にいったん減り、1962（昭和37）年度に再度増えている。『埼玉教育』の表4では、1960（昭和35）年度に再び教育課程に関する論文があらわれ、その翌年に2度目のピークを迎える。つまり、全国的動向と比べて埼玉県はやや早い時期にピークを迎えていることがわかる。これは、後述するように川口プランに代表されるようなカリキュラム改造運動が早くから盛んに展開されており、埼玉県は全国的な動きよりもやや早く改革が進められていたことによる。埼玉県における戦後教育改革の1つの特徴ともいえよう。

一方、道徳教育については、全国的な動向と埼玉県の動きに時期的な違いはあまりない。表4と表5をみると、1958（昭和33）年度にそれぞれ22本と171本でピークを迎えている。この時期に道徳教育に関する論文が増加したのは、前述したように1958（昭和33）年度版の学習指導要領で道徳の時間が特設されることにあわせて改革が必要となったため、時期が重なっていると見える。埼玉県において道徳教育の研究がピークを迎えた理由には、カリキュラム改造運動の川口プランのような先駆的实践が行われたのではなく、国の教育方針転換が大きかった。

国の教育施策を見据え、都道府県の実態に即した教育を進めるためには、さまざまな研究を行うことが必要である。関口は、「常に目的と希望がはっきりした研究志望者群を構成し、そのうちから代表者が所員として入所し、少なくとも4、5年の期間はグループの中心的世話人として研究所にとどまり、全国の研究者との連けいをもって、研究の推進に専念する」ことが必要であると述べている。そのためには、「全国の各地にこうした教育研究グループのセンターとして、総合的な教育研究所がつぎつぎと設置され、少なくとも現場教師、社会教育指導者の5パーセントぐらいはここに常駐する」べきと提案していた。つまり、教育研究所は、現場教師や社会教育指導者にとって研究する機関として位置付けられることが目指されていた。しかし、現在多くの教育研究所は教育センターと名前を変え、研修機関としての役割に変質している。この当時の教育研究所の取り組みや雑誌記事を読むと、現場教師や社会教育指導者が研究をすることの重要性を盛んに論じている。『埼玉教育』のような教育雑誌や研究会での交流等を通じて研究交流を進めることが、教員の質を向上させ、教育を発展させていくためには必要である。単に、国が定めた通りに教育をするため研修を積みばいいのか。それとも、教育の専門家として、個々の現場教師や社会教育指導者がもっと積極的に研究できるよう条件整備をす

べきなのか。関口の指摘は、現在にも通じる重要な課題といえる。

## 5. 2. 『埼玉教育』刊行の意義と埼玉県教育の特徴

『埼玉教育』は、国の方針である学習指導要領に影響を受け、それが内容の変遷に大きくあらわれていた。そうした傾向は全国的に同じであり、全国教育研究所連盟が毎年刊行している年報の付録編からも見て取れる。しかし、戦前から戦後への大きな教育の転換期にあって、『埼玉教育』は文部省の下達通牒を忠実に管下に伝達するだけでなく、逆に学校現場の情報を吸い上げ、教育行政に反映させる役割を果たしていた。これは、戦後初期の主要な教育課題であったカリキュラム改造によく表れている。戦後のカリキュラム改造運動の先駆をなした川口プランは、日本で最初に「地域教育計画」を大規模に展開した代表的プランとして有名である。しかし、のちに次のような反省や批判が出てくる。狭い地域社会にとらわれて世界性、文化性に欠けている。社会的要求に傾斜しすぎて児童・生徒の要求や興味関心への配慮が足りない。生活主義・経験主義に傾きすぎて教科の系統性が失われ学力が低下する。こうした反省や批判を踏まえ、川口プラン改訂の機運が動いていく<sup>30</sup>。『埼玉教育』に、「教育課程研究の現状—川口プランのその後—」といった論文が登場するのもこの時期である<sup>31</sup>。一方で、教育課程には中央計画・地方計画・学校計画があって、それぞれがその立場を守りあいながら特色を発揮することによってよりよいものを構築していくことができるとの指摘もなされるようになる。

川口プランの課題や教育課程に関する新たな考え方を踏まえ、埼玉県教育委員会は文部省の学習指導要領に準拠しながら、県の実態に即した埼玉県基準教育課程を編成し、1952（昭和27）年3月に各学校に配布する。これは、各学校現場で教育課程を編成する場合の具体的手がかりを提供する試みであった。さらに、県教育委員会は県下7つの地区を教育課程実験地区に指定するなどして、この基準課程に準拠して地域や学校で実践的な教育課程編成の研究を進める支援を行っていく。こうした取り組みにより、県下各学校では特色ある教育課程が編成されるようになる。その結果、上述したように1952（昭和27）年度の雑誌には県下各学校の教育計画が月ごとに紹介され、1年間で98本もの教育課程関連論文が掲載されるようになったのである。埼玉県教育委員会は、川口プランで生じた教育課程の課題を吸い上げ、県の実態に即した埼玉県基準教育課程を編成し、県下各学校の特色ある教育課程づくりを支援できるよう教育行政に反映させていったのである。『埼玉教育』は、このような教育情報を循環させる役割を果たし、県下の新教育推進に寄与していったといえる。

### おわりに

本稿では、戦後埼玉県教育研究所から刊行された『ニュースクール』『埼玉教育』の分析を通して、以下の4点を明らかにした。

第1点は、第二次世界大戦前の雑誌『埼玉教育』と戦後の雑誌『埼玉教育』の関係についてである。「埼玉私立教育会」が発行した『埼玉教育雑誌』と「埼玉県教育会」が発行した『埼玉教育会雑誌』（のちに『埼玉教育』と改称）は、共に民間団体の「教育会」と半官半民団体の発行した教育雑誌であった。それに対して、戦後の『埼玉教育』は教育委員会所轄機関の発行であり、官営の雑誌である点が全く異なっている。それゆえ、戦後の『埼玉教育』は、非売品であり各学校や教育関係施設にのみ配布されたのである。この点においては戦前戦後の『埼玉教育』は、不連続の教育雑誌と言える。

第2点は、埼玉県における文部省通牒下達の経緯と県学務当局の理解についてである。『ニュー・スクール』発行段階では、埼玉県教育委員会・埼玉県教育研究所とも埼玉県軍政部教育課の指導を仰ぎその助言のもとに運営していた。県の行政機構を通して文部省通牒を各地の地方事務所や各学校に直接流す他、もうひとつの情報下達手段として、さらに現場からの意見上申手段として活用していたと言ってよい。1952（昭和27）年4月、GHQ・埼玉軍政部指導が解消された。教育の世界においても戦前への回帰的側面が顕著になってきた。それが『ニュー・スクール』を改名して、戦前の埼玉県教育雑誌『埼玉教育』復活へと結び付いたのであろう。

第3点は、『埼玉教育』の発行と果たした役割についてである。『埼玉教育』は、文部省の下達通牒を忠実に管下に伝達するだけでなく、逆に学校現場の情報を吸い上げ、教育行政に反映させる役割を果たしていた。これは、戦後初期の主要な教育課題であったカリキュラム改造によく表れている。川口プランで明らかとなった実践上の課題が、埼玉県基準教育課程編成に影響を与え、県下各学校が特色ある教育課程づくりを進めるための教育行政に反映されていく。『埼玉教育』は教育情報を循環させ、県下新教育推進の役割を果たしたのである。

第4点は、『埼玉教育』の内容分析と埼玉県教育の特徴である。『埼玉教育』の内容と全国教育研究所連盟が毎年刊行している年報の付録編の分析から埼玉県教育の特徴を検討すると、カリキュラム改造運動において全国的な動向よりも論文数増加のピークがやや異なっていた。『埼玉教育』の教育課程に関する論文は、全国的な動向と比べてやや早い時期にピークを迎えている。埼玉県は、川口プランに代表されるようなカリキュラム改造運動が早くから展開しており、全国的な動きよりもやや早く改革を進めていた。これは、埼玉県における戦後教育改革の1つの特徴をあらわしているといえる。

#### 〔付記〕

本稿の執筆担当は、次の通りである。「はじめに」「おわりに」については、板橋文夫と板橋孝幸が共同執筆した。「1」・「2」・「3」を板橋文夫が、「4」・「5」を板橋孝幸がそれぞれ担当した。

#### 注

- <sup>1</sup> 埼玉県行政文書明治3317号によれば、「私立埼玉教育会」「埼玉県私立教育会」とも呼んでいたようである。
- <sup>2</sup> 財団法人教育研究振興会『日本近代教育百年史』（全10巻）1973年。東京大学出版会『戦後日本の教育改革』（全10巻）1969年、等。
- <sup>3</sup> 小山静子・菅井鳳展・山口和宏編『戦後公教育の成立』世織書房、2005年。京都の中等教育をめぐる教育政策や教育実態を明らかにし、そのことを通して戦後公教育がいかんして成立したのかを考察している。
- <sup>4</sup> 梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年、28頁。
- <sup>5</sup> 戦後の埼玉県を事例にして、こうした観点から研究を行ったものは、管見の限り見あたらない。
- <sup>6</sup> 埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第3巻、埼玉県教育委員会、1970年、754頁。この種の「教育会」は、同時期多くの府県で誕生している。
- <sup>7</sup> 埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第5巻、埼玉県教育委員会、1972年、542頁。
- <sup>8</sup> 埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第6巻、埼玉県教育委員会、1976年、313頁。
- <sup>9</sup> 海後宗臣編『戦後日本の教育改革1 教育改革』東京大学出版会、1975年、123頁。
- <sup>10</sup> 文部省編『学制百年史』資料編、1972年、257～273頁。
- <sup>11</sup> 木村泰夫『埼玉軍政部と教育』関東図書株式会社（非売品）1967年、26頁。木村泰夫は1922（大正11）年埼玉県立浦和中学校を卒業後、1944（昭和19）年埼玉県地方視学官、戦後は教学課長、教育局管理部長、

報道文化課長、県立浦和高等学校長を歴任した。

<sup>12</sup>前掲、木村泰夫『埼玉軍政部と教育』、62頁。

<sup>13</sup>埼玉県『新編埼玉県史』資料編26、埼玉県、1990年、650～654頁。

<sup>14</sup>解説教育六法編集委員会『解説教育六法』2011・平成23年版、2011年、1216～1219頁。本法は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により1956（昭和36）年9月30日に失効。

<sup>15</sup>『埼玉新聞』1948（昭和23）年9月15日。

<sup>16</sup>木村泰夫『わたしの戦後教育史』関東図書株式会社（非売品）、1965年、124頁。

<sup>17</sup>前掲、木村泰夫『わたしの戦後教育史』、132頁。

<sup>18</sup>埼玉県教育研究所『教育研究所紀要』1、1949年4月。

<sup>19</sup>ニュースクール研究会『ニュースクール』第1号、埼玉県教育研究所、1949年2月、32頁。

<sup>20</sup>前掲、ニュースクール研究会『埼玉教育』1953年4月号、1頁。

<sup>21</sup>本稿の「はじめに」で、「対象とする時期は、主として埼玉県における戦後教育のスタート時点から、1958（昭和33）年小・中学校の学習指導要領改定頃までとする」としているが、本節では1958（昭和33）年版学習指導要領による雑誌論文の変化をよりはっきり分析するため、1965（昭和40）3月までを検討対象とした。

<sup>22</sup>出井実「経験学習における学習活動の諸形態—話し合い学習（現場実践報告）」『ニュースクール』1950年5月。村上政三「単元学習へどう進んできたか」『ニュースクール』1949年9月。

<sup>23</sup>三好昇「週五日制について」『ニュースクール』1949年2月号。同「週五日制はどのように準備、計画をすればよいか」『ニュースクール』1949年3月号。福宿光雄「五日制を試みて」『ニュースクール』1949年4月号。大石宗雄「五日制教育の諸問題—中学校実験学校の場合—」『ニュースクール』1950年8月号。フォックス「教育委員会の在り方—主としてその権限について—」『ニュースクール』1949年3月号。「教育委員会の法的根拠」『ニュースクール』1949年3月号。なお、週五日制については、埼玉県教育研究所の1953（昭和28）年度と1954（昭和29）年度の研究主題ともなっており、その後も研究所をあげて取り組んだ主要な研究課題であったことがわかる（埼玉県立教育センター編『戦後における埼玉県教育研究活動の動向』1972年、196頁）。

<sup>24</sup>中学校は、ひと月早く1952（昭和27）年4月号から掲載され始めている。

<sup>25</sup>沢田克郎「小学校社会科の単元展開（第六学年）」『埼玉教育』1953年12月号。伊藤・木村・森本「昭和二十八年度における本校社会科運営の重点—現状反省とその改善—」『埼玉教育』1953年5月号。K生「社会科ととりくむ学校—吉岡中学校研究発表会に参加して—」『埼玉教育』1953年5月。

<sup>26</sup>木村良康「社会科歴史において「発展的・系統的問題解決学習」の展開は可能か」『埼玉教育』1961年3月号。菊池兵一「指導内容の系統性と近代性—これからの教育を推進するために—」『埼玉教育』1959年6月号。

<sup>27</sup>埼玉県数学教育会中学部会「数学基礎学力テスト結果報告（昭和34・2実施）」『埼玉教育』1959年6月号。猪野文夫「学力と学習指導—理科を中心として—」『埼玉教育』1962年10月号。埼玉県立教育研究所・教育局秘書調査課「文部省学力調査（理科）実施結果よりみた本県理科指導上の問題点—小学校の部—」『埼玉教育』1958年9月号。

<sup>28</sup>埼玉県立教育研究所「道徳教育に関する文献・資料」『埼玉教育』1957年5月号。同「道徳教育に関する研究概要」『埼玉教育』1958年1月号。同「道徳教育に関する研究概要（二）」『埼玉教育』1958年2月号。同「道徳的価値観調査結果の概要—中間報告—」『埼玉教育』1958年3月号。

<sup>29</sup>関口隆克「教育研究所の十年の歩みと将来」『埼玉教育』臨時増刊号（創立15周年記念号）、1963年10月、1～4頁。関口は前国立教育研究所長、同論文執筆時は国立国会図書館専門調査員・文部主任。

<sup>30</sup>埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第6巻、埼玉県教育委員会、1976年、459頁。

<sup>31</sup>村田孝之「教育課程研究の現状—川口プランのその後—」『ニュースクール』1952年5月号。